

神労発基0121第4号  
令和4年1月21日

石綿含有建材調査者講習機関の長 殿

神奈川労働局長  
(公印省略)

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の施行について

日頃から労働基準行政の推進に格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

建築物、工作物及び船舶（鋼製の船舶に限る。以下同じ。）の解体工事及び改修工事における石綿等へのばく露による健康障害の防止に関しては、厚生労働省において開催した「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会」の議論を踏まえ、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第134号）が公布され、令和3年4月1日（一部規定は令和2年10月1日、令和4年4月1日、令和5年10月1日）から施行するとされたところです。

今般、同検討会において引き続き検討することとされていた、船舶の解体又は改修の作業を行う際の事前調査（石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）第3条第1項に規定する石綿等の使用の有無に係る調査をいう。以下同じ。）を行う者の要件及び、船舶の解体・改修工事に係る労働基準監督署への事前調査の結果等の報告の対象範囲等についても方向性が示されたことから、石綿則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成17年厚生労働省令第44号）について、所要の改正を行うこととしました。

本改正等の内容については、別添のとおりですので、貴機関におかれましても、この趣旨を御理解いただきたくお願い申し上げます。

基発0113第1号  
令和4年1月13日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公印省略)

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の施行について

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第3号。以下「改正省令」という。）が令和4年1月13日に公布され、一部規定を除き、同日から施行されたところである。その改正の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

## 記

### 1 趣旨

建築物等（建築物、工作物及び船舶（鋼製の船舶に限る。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の解体工事及び改修工事における石綿等へのばく露による健康障害の防止に関しては、厚生労働省において開催した「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会」の議論を踏まえ、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第134号）が公布され、令和3年4月1日（一部規定は令和2年10月1日、令和4年4月1日、令和5年10月1日）から施行するとされたところである。

今般、同検討会において引き続き検討することとされていた、船舶の解体又は改修の作業を行う際の事前調査（石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）第3条第1項に規定する石綿等の使用の有無に係る調査をいう。以下同じ。）を行う者の要件及び、船舶の解体・改修工事に係る労働基準監督署への事前調査の結

果等の報告の対象範囲等についても方向性が示されたことから、石綿則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成17年厚生労働省第44号）について、所要の改正を行った。

## 2 改正の要点

- (1) 船舶の解体又は改修の作業を行う際の事前調査を行う者の要件等（石綿障害予防規則等の一部を改正する省令による改正後の石綿則（以下「新石綿則」という。）第3条第4項及び第7項第9号関係）

事業者は、船舶に係る事前調査については、石綿則第3条第3項各号に規定する場合を除き、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならないこととしたこと。

また、事業者は、船舶に係る事前調査等（事前調査及び新石綿則第3条第5項に規定する分析調査をいう。以下同じ。）を行ったときに記録を作成し、及び3年間保存する事項、並びに当該船舶に石綿等が使用されている場合（石綿等が使用されているものとみなす場合を含む。）に当該船舶の解体又は改修の作業を行う作業場に備え付ける当該記録の写しの事項として、当該事前調査等を行った者の氏名及び厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類の写しが必要であることとしたこと。

- (2) 船舶の事前調査の結果等の報告（新石綿則第4条の2関係）

総トン数が20トン以上の船舶に係る解体工事又は改修工事の事前調査の結果等を所轄労働基準監督署長に報告しなければならないこととしたこと。

- (3) 事前調査の結果等の報告の様式（新石綿則様式第1号関係）

（2）の改正等を踏まえ所要の様式改正を行ったこと。

- (4) 書面の保存に代えて電磁的記録の保存ができる事項の追加（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令別表第1関係）

書面の保存に代えて電磁的記録の保存ができる事項として事前調査結果の記録の備え付けを追加したこと。

## 3 細部事項

- (1) 船舶の解体又は改修の作業を行う際の事前調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものの具体的な要件（新石綿則第3条第4項及び第7項第9号関係）

船舶の解体又は改修の作業を行う際の事前調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものの具体的な要件は、別途告示において定めるものであること。

- (2) 平成18年9月1日以降に着工若しくは輸入又は定期検査等を実施した船舶に係る事前調査の結果等の報告の取扱い(新石綿則第4条の2関係)

船舶は、定期的に同一の部分について修理等の改修を行うものがあるが、船舶のうち、石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物の使用が全面的に禁止された平成18年9月1日以降に着工した船舶については、石綿等が使用されていないことが明らかであることから、平成18年9月1日以降に着工又は輸入した船舶について、新石綿則第4条の2に基づく報告を行った部分のその後の改修工事に際しては、再度の報告は不要であること。

また、船舶は船舶安全法(昭和8年法律第11号)に基づく定期検査又は中間検査(以下「定期検査等」という。)の際に解放検査(船舶安全法施行規則(昭和38年運輸省令第41号)第24条及び第25条に規定する解放検査をいう。以下同じ。)が要求され、その際にガスケット等の部品の交換等が行われることから、平成18年9月1日以降に解放検査を伴う定期検査等を実施した場合は、当該定期検査等に伴い解放した部分の改修工事について新石綿則第4条の2に基づいて報告を行った部分と同一部分の改修工事に際しては、2回目以降の報告は不要であること。

- (3) 建築物等に係る事前調査の結果等の報告事項(新石綿則様式第1号関係)

#### ア 船舶に係る事項

船舶に係る事前調査の結果等の報告は、建築物及び工作物と同様、様式第1号により行うものであること。ただし、船舶については「解体工事を行う床面積の合計」及び「解体工事又は改修工事の請負金額」の報告は不要であり、船舶の構造の概要については総トン数を工事の概要と併せて記載すれば足りること。

#### イ 建築物等に係る共通事項

- ① 「担当者のメールアドレス」は任意の報告項目であるので、空欄でも差し支えないこと。
- ② 「建築物等の概要」のうち、「構造」、「耐火」、「延べ床面積」、「階数」(地上階及び地下階)は、建築物に係る工事が含まれない場合は記載を要しないこと。なお、工作物及び船舶にあっては、「その他工作物・船舶」の欄において該当する工作物

又は船舶を選択するとともに、工事の対象となる工作物又は船舶の名称や種類及び解体工事又は改修工事の別は工事の概要欄に記載すること。

- ③ 解体工事又は改修工事の実施期間、石綿に関する作業の開始時期及び作業に係る石綿作業主任者は、報告時点における予定を記載すれば足りること。
- ④ 事前調査の結果及び予定する石綿の除去等に係る措置の内容は、作業対象となる材料について記載すれば足りること。また、その他の材料には、ガスケット、パッキン等が含まれる趣旨であること。

#### 4 施行日及び経過措置

改正省令は、公布日から施行することとしたこと。ただし、2（4）の一部については、令和5年10月1日から施行することとしたこと。

なお、2（1）から（3）については、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（2（1）関係は令和5年10月1日施行、（2）及び（3）関係は令和4年4月1日施行。）の改正であるため、実際に改正規定が施行されるのは2（1）については令和5年10月1日、（2）及び（3）については令和4年4月1日であることに留意すること。

また、石綿障害予防規則の一部を改正する省令附則第2条において規定された建築物及び工作物の解体又は改修の作業等に係る経過措置と同様に、船舶の解体又は改修工事であって令和4年4月1日の前に開始されるものについては新石綿則第4条の2第1項の規定は適用せず、船舶の解体等の作業であって令和5年10月1日より前に開始されるものについては、新石綿則第3条第4項、第6項及び第7項第9号の規定は適用しないものであること。

基 発 0113 第 2 号  
令和 4 年 1 月 13 日

関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の施行について

日頃から労働基準行政の推進に格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

建築物、工作物及び船舶（鋼製の船舶に限る。以下同じ。）の解体工事及び改修工事における石綿等へのばく露による健康障害の防止に関しては、厚生労働省において開催した「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会」の議論を踏まえ、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第134号）が公布され、令和 3 年 4 月 1 日（一部規定は令和 2 年 10 月 1 日、令和 4 年 4 月 1 日、令和 5 年 10 月 1 日）から施行するとされたところです。

今般、同検討会において引き続き検討することとされていた、船舶の解体又は改修の作業を行う際の事前調査（石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）第 3 条第 1 項に規定する石綿等の使用の有無に係る調査をいう。以下同じ。）を行う者の要件及び、船舶の解体・改修工事に係る労働基準監督署への事前調査の結果等の報告の対象範囲等についても方向性が示されたことから、石綿則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 44 号）について、所要の改正を行うこととしました。

本改正等の内容については、別添により都道府県労働局長に示したとおりですので、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただくとともに、会員企業その他関係者に対する本改正等の内容の周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

1	アクリル酸エステル工業会	会長
2	押出成形セメント板協会	会長
3	板硝子協会	会長
4	一般財団法人FA財団	理事長
5	一般財団法人エンジニアリング協会	会長
6	一般財団法人化学物質評価研究機構	理事長
7	一般財団法人建設業振興基金	理事長
8	一般財団法人首都高速道路協会	理事長
9	一般財団法人製造科学技術センター	理事長
10	一般財団法人石炭エネルギーセンター	会長
11	一般財団法人先端加工機械技術振興協会	会長
12	一般財団法人大日本蚕糸会	会長
13	一般財団法人日本カメラ財団	理事長
14	一般財団法人日本軸受検査協会	会長
15	一般財団法人日本船舶技術研究協会	会長
16	一般財団法人日本陶業連盟	理事長
17	一般財団法人日本皮革研究所	理事長
18	一般財団法人日本溶接技術センター	理事長
19	一般財団法人ヒートポンプ・蓄熱センター	理事長
20	一般財団法人マイクロマシンセンター	理事長
21	一般社団法人日本在外企業協会	会長
22	一般社団法人アルコール協会	会長
23	一般社団法人海洋水産システム協会	会長
24	一般社団法人仮設工業会	会長
25	一般社団法人家庭電気文化会	会長
26	一般社団法人力カメラ映像機器工業会	会長
27	一般社団法人火力原子力発電技術協会	会長
28	一般社団法人強化プラスチック協会	会長
29	一般社団法人軽仮設リース業協会	会長
30	一般社団法人軽金属製品協会	会長
31	一般社団法人建設産業専門団体連合会	会長
32	一般社団法人合板仮設材安全技術協会	会長
33	一般社団法人コンクリートポール・パイプ協会	会長
34	一般社団法人色材協会	会長
35	一般社団法人自転車協会	理事長
36	一般社団法人住宅生産団体連合会	会長
37	一般社団法人住宅リフォーム推進協議会	会長
38	一般社団法人潤滑油協会	会長
39	一般社団法人新金属協会	会長
40	一般社団法人全国スーパー・マーケット協会	会長
41	一般社団法人全国LPガス協会	会長
42	一般社団法人全国クレーン建設業協会	会長
43	一般社団法人全国警備業協会	会長
44	一般社団法人全国建設業協会	会長
45	一般社団法人全国建築コンクリートブロック工業会	会長
46	一般社団法人全国石油協会	会長
47	一般社団法人全国中小建設業協会	会長
48	一般社団法人全国中小建築工事業団体連合会	会長
49	一般社団法人全国中小貿易業連盟	理事長
50	一般社団法人全国鐵構工業協会	会長
51	一般社団法人全国登録教習機関協会	会長
52	一般社団法人全国防水工事業協会	会長
53	一般社団法人全国木質セメント板工業会	理事長
54	一般社団法人全日本建築士会	会長
55	一般社団法人全日本航空事業連合会	会長
56	一般社団法人全日本マリンサプライヤーズ協会	理事長
57	一般社団法人送電線建設技術研究会	理事長
58	一般社団法人ソーラーシステム振興協会	会長
59	一般社団法人大日本水産会	会長
60	一般社団法人電気協同研究会	会長
61	一般社団法人電気設備学会	会長
62	一般社団法人電気通信協会	会長
63	一般社団法人電子情報技術産業協会	会長
64	一般社団法人電池工業会	会長

65	一般社団法人電力土木技術協会	会長
66	一般社団法人日本電設工業協会	会長
67	一般社団法人日本アスファルト合材協会	会長
68	一般社団法人日本アスファルト乳剤協会	会長
69	一般社団法人日本アミューズメント産業協会	会長
70	一般社団法人日本アルミニウム協会	会長
71	一般社団法人日本アルミニウム合金協会	会長
72	一般社団法人日本医療機器工業会	理事長
73	一般社団法人日本医療機器産業連合会	会長
74	一般社団法人日本医療法人協会	会長
75	一般社団法人日本印刷産業機械工業会	会長
76	一般社団法人日本印刷産業連合会	会長
77	一般社団法人日本エアゾール協会	会長
78	一般社団法人日本エルピーガスプラント協会	会長
79	一般社団法人日本エレベータ協会	会長
80	一般社団法人日本オーディオ協会	会長
81	一般社団法人日本陸用内燃機関協会	会長
82	一般社団法人日本オプトメカトロニクス協会	会長
83	一般社団法人日本音響材料協会	理事長
84	一般社団法人日本科学機器協会	会長
85	一般社団法人日本化学工業協会	会長
86	一般社団法人日本化学品輸出入協会	会長
87	一般社団法人日本化学物質安全・情報センター	会長
88	一般社団法人日本ガス協会	会長
89	一般社団法人日本画像医療システム工業会	会長
90	一般社団法人日本金型工業会	会長
91	一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会	会長
92	一般社団法人日本硝子製品工業会	会長
93	一般社団法人日本機械工業連合会	会長
94	一般社団法人日本機械設計工業会	会長
95	一般社団法人日本機械土工協会	会長
96	一般社団法人日本基礎建設協会	会長
97	一般社団法人日本絹人織織物工業会	会長
98	一般社団法人日本金属プレス工業協会	会長
99	一般社団法人日本金属屋根協会	会長
100	一般社団法人日本空調衛生工事業協会	会長
101	一般社団法人日本グラフィックサービス工業会	会長
102	一般社団法人日本クレーン協会	会長
103	一般社団法人日本くん蒸技術協会	会長
104	一般社団法人日本経済団体連合会	会長
105	一般社団法人日本計量機器工業連合会	会長
106	一般社団法人日本毛皮協会	会長
107	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会	会長
108	一般社団法人日本建設機械工業会	会長
109	一般社団法人日本建設機械施工協会	会長
110	一般社団法人日本建設機械レンタル協会	会長
111	一般社団法人日本建設業連合会	会長
112	一般社団法人日本建築材料協会	会長
113	一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	会長
114	一般社団法人日本建築板金協会	会長
115	一般社団法人日本港運協会	会長
116	一般社団法人日本工業炉協会	会長
117	一般社団法人日本航空宇宙工業会	会長
118	一般社団法人日本工作機械工業会	会長
119	一般社団法人日本工作機器工業会	会長
120	一般社団法人日本合成樹脂技術協会	会長
121	一般社団法人日本コミュニティーガス協会	会長
122	一般社団法人日本ゴム工業会	会長
123	一般社団法人日本サッシ協会	理事長
124	一般社団法人日本産業・医療ガス協会	会長
125	一般社団法人日本産業機械工業会	会長
126	一般社団法人日本産業車両協会	会長
127	一般社団法人日本自動車機械器具工業会	理事長
128	一般社団法人日本自動車機械工具協会	会長

129	一般社団法人日本自動車工業会	会長
130	一般社団法人日本自動車車体工業会	会長
131	一般社団法人日本自動車整備振興会連合会	会長
132	一般社団法人日本自動車タイヤ協会	会長
133	一般社団法人日本自動車部品工業会	会長
134	一般社団法人日本自動認識システム協会	会長
135	一般社団法人日本自動販売システム機械工業会	会長
136	一般社団法人日本試薬協会	会長
137	一般社団法人日本写真映像用品工業会	会長
138	一般社団法人日本砂利協会	会長
139	一般社団法人日本照明工業会	会長
140	一般社団法人日本食品機械工業会	会長
141	一般社団法人日本私立医科大学協会	会長
142	一般社団法人日本伸銅協会	会長
143	一般社団法人日本纖維機械協会	会長
144	一般社団法人日本染色協会	会長
145	一般社団法人日本船舶電装協会	会長
146	一般社団法人日本倉庫協会	会長
147	一般社団法人日本造船協力事業者団体連合会	会長
148	一般社団法人日本造船工業会	会長
149	一般社団法人日本測量機器工業会	会長
150	一般社団法人日本損害保険協会	会長
151	一般社団法人日本ダイカスト協会	会長
152	一般社団法人日本大ダム会議	会長
153	一般社団法人日本鍛圧機械工業会	会長
154	一般社団法人日本鍛造協会	会長
155	一般社団法人日本タンナーズ協会	会長
156	一般社団法人日本チタン協会	会長
157	一般社団法人日本中小型造船工業会	会長
158	一般社団法人日本中小企業団体連盟	会長
159	一般社団法人日本鑄造協会	会長
160	一般社団法人日本鉄鋼連盟	会長
161	一般社団法人日本鉄塔協会	会長
162	一般社団法人日本鉄道車輛工業会	会長
163	一般社団法人日本鉄リサイクル工業会	会長
164	一般社団法人日本電化協会	理事長
165	一般社団法人日本電気協会	会長
166	一般社団法人日本電気計測器工業会	会長
167	一般社団法人日本電機工業会	会長
168	一般社団法人日本電気制御機器工業会	会長
169	一般社団法人日本電子回路工業会	会長
170	一般社団法人日本電子デバイス産業協会	会長
171	一般社団法人日本電力ケーブル接続技術協会	会長
172	一般社団法人日本DIY・ホームセンター協会	会長
173	一般社団法人日本銅センター	会長
174	一般社団法人日本動力協会	会長
175	一般社団法人日本道路建設業協会	会長
176	一般社団法人日本時計協会	会長
177	一般社団法人日本塗装工業会	会長
178	一般社団法人日本鳶工業連合会	会長
179	一般社団法人日本塗料工業会	会長
180	一般社団法人日本内燃力発電設備協会	会長
181	一般社団法人日本ねじ工業協会	会長
182	一般社団法人日本農業機械工業会	会長
183	一般社団法人日本配線システム工業会	会長
184	一般社団法人日本配電制御システム工業会	会長
185	一般社団法人日本舶用機関整備協会	会長
186	一般社団法人日本歯車工業会	会長
187	一般社団法人日本ばね工業会	会長
188	一般社団法人日本バルブ工業会	会長
189	一般社団法人日本パレット協会	会長
190	一般社団法人日本半導体製造装置協会	会長
191	一般社団法人日本皮革産業連合会	会長
192	一般社団法人日本左官業組合連合会	会長

193	一般社団法人日本非破壊検査工業会	理事長
194	一般社団法人日本病院会	会長
195	一般社団法人日本表面処理機材工業会	会長
196	一般社団法人日本ビルディング協会連合会	会長
197	一般社団法人日本フードサービス協会	会長
198	一般社団法人日本フルードパワー工業会	会長
199	一般社団法人日本分析機器工業会	会長
200	一般社団法人日本粉体工業技術協会	会長
201	一般社団法人日本ベアリング工業会	会長
202	一般社団法人日本べっ甲協会	会長
203	一般社団法人日本ボイラ協会	会長
204	一般社団法人日本ボイラ整備据付協会	会長
205	一般社団法人日本防衛装備工業会	会長
206	一般社団法人日本貿易会	会長
207	一般社団法人日本望遠鏡工業会	会長
208	一般社団法人日本芳香族工業会	会長
209	一般社団法人日本縫製機械工業会	会長
210	一般社団法人日本包装機械工業会	会長
211	一般社団法人日本ホームヘルス機器協会	会長
212	一般社団法人日本保温保冷工業協会	会長
213	一般社団法人日本マリン事業協会	会長
214	一般社団法人日本民営鉄道協会	会長
215	一般社団法人日本綿花協会	理事長
216	一般社団法人日本木工機械工業会	理事長
217	一般社団法人日本溶接容器工業会	会長
218	一般社団法人日本溶融亜鉛鍍金協会	理事長
219	一般社団法人日本獣用資材工業会	会長
220	一般社団法人日本旅客船協会	会長
221	一般社団法人日本臨床検査薬協会	会長
222	一般社団法人日本冷蔵倉庫協会	会長
223	一般社団法人日本冷凍空調工業会	会長
224	一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会	会長
225	一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会	会長
226	一般社団法人日本ロボット工業会	会長
227	一般社団法人日本綿業俱楽部	理事長
228	一般社団法人農業電化協会	会長
229	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会	会長
230	一般社団法人不動産協会	理事長
231	一般社団法人プラスチック循環利用協会	会長
232	一般社団法人プレハブ建築協会	会長
233	一般社団法人林業機械化協会	会長
234	印刷インキ工業連合会	会長
235	印刷工業会	会長
236	ウレタン原料工業会	会長
237	ウレタンフォーム工業会	会長
238	塩ビ工業・環境協会	会長
239	欧洲ビジネス協会医療機器・IVD委員会	委員長
240	押出発泡ポリスチレン工業会	会長
241	化成品工業協会	会長
242	可塑剤工業会	会長
243	硝子繊維協会	会長
244	関西化学工業協会	会長
245	吸水性樹脂工業会	会長
246	協同組合資材連	理事長
247	協同組合日本製パン製菓機械工業会	会長
248	クロロカーボン衛生協会	会長
249	研削砥石工業会	会長
250	建設業労働災害防止協会	会長
251	建設廃棄物協同組合	理事長
252	建設労務安全研究会	理事長
253	公益財団法人油空圧機器技術振興財団	理事長
254	公益財団法人安全衛生技術試験協会	理事長
255	公益財団法人NSKメカトロニクス技術高度化財団	理事長
256	公益財団法人工作機械技術振興財団	代表理事

257	公益財団法人産業医学振興財団	理事長
258	公益財団法人日本小型貫流ボイラー協会	理事長
259	公益社団法人インテリア産業協会	会長
260	公益社団法人建設荷役車両安全技術協会	会長
261	公益社団法人産業安全技術協会	会長
262	公益社団法人自動車技術会	会長
263	公益社団法人全国解体工事業団体連合会	会長
264	公益社団法人全国産業資源循環連合会	会長
265	公益社団法人全国ビルメンテナンス協会	会長
266	公益社団法人全国労働衛生団体連合会	会長
267	公益社団法人全国労働基準関係団体連合会	会長
268	公益社団法人全日本トラック協会	会長
269	公益社団法人日本サイン協会	会長
270	公益社団法人全日本病院協会	会長
271	公益社団法人全日本不動産協会	理事長
272	公益社団法人日本医師会	会長
273	公益社団法人日本煙火協会	会長
274	公益社団法人日本化学会 環境・安全推進委員会	会長
275	公益社団法人日本建築家協会	会長
276	公益社団法人日本建築士会連合会	会長
277	公益社団法人日本作業環境測定協会	会長
278	公益社団法人日本歯科医師会	会長
279	公益社団法人日本歯科技工士会	会長
280	公益社団法人日本精神科病院協会	会長
281	公益社団法人日本セラミックス協会	会長
282	公益社団法人日本洗浄技能開発協会	理事長
283	公益社団法人日本電気技術者協会	会長
284	公益社団法人日本プラントメンテナンス協会	会長
285	公益社団法人日本保安用品協会	会長
286	公益社団法人日本ボウリング場協会	会長
287	公益社団法人日本木材保存協会	会長
288	公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会	会長
289	公益社団法人有機合成化学協会	会長
290	合成ゴム工業会	会長
291	合成樹脂工業協会	会長
292	高発泡ポリエチレン工業会	会長
293	港湾貨物運送事業労働災害防止協会	会長
294	コンクリート用化学混和剤協会	会長
295	酢ビ・ポバール工業会	会長
296	写真感光材料工業会	会長
297	触媒工業協会	会長
298	触媒資源化協会	会長
299	ステンレス協会	会長
300	石油化学工業協会	会長
301	石油連盟	会長
302	日本高温断熱ウール工業会	会長
303	全国仮設安全事業協同組合	理事長
304	一般社団法人 全国ガラス外装クリーニング協会連合	会長
305	全国機械用刃物研磨工業協同組合	理事長
306	全国グラビア協同組合連合会	会長
307	全国クリーニング生活衛生同業組合連合会	会長
308	全国建設業協同組合連合会	会長
309	全国興行生活衛生同業組合連合会	会長
310	全国自動ドア協会	会長
311	全国社会保険労務士会連合会	会長
312	全国商工会連合会	会長
313	全国醸造機器工業組合	理事長
314	全国製菓機器商工協同組合	理事長
315	全国製菓厨房機器原材料協同組合	理事長
316	全国タイヤ商工協同組合連合会	会長
317	全国段ボール工業組合連合会	理事長
318	全国中小企業団体中央会	会長
319	全国伝動機工業協同組合	理事長
320	全国土壤改良資材協議会	会長

321	全国トラックターミナル協会	会長
322	一般社団法人 全国農業協同組合中央会	会長
323	全国ミシン商工業協同組合連合会	会長
324	全国鍍金工業組合連合会	会長
325	全日本印刷工業組合連合会	会長
326	全日本紙製品工業組合	会長
327	全日本革靴工業協同組合連合会	会長
328	全日本光沢化工紙協同組合連合会	会長
329	全日本シール印刷協同組合連合会	会長
330	全日本紙器段ボール箱工業組合連合会	会長
331	全日本スクリーン・デジタル印刷協同組合連合会	会長
332	全日本製本工業組合連合会	会長
333	全日本電気工事業工業組合連合会	会長
334	全日本爬虫類皮革産業協同組合	理事長
335	全日本プラスチック製品工業連合会	会長
336	全日本木工機械商業組合	理事長
337	ダイヤモンド工業協会	会長
338	中央労働災害防止協会	会長
339	電機・電子・情報通信産業経営者連盟	理事長
340	電気硝子工業会	会長
341	電気事業連合会	会長
342	電線工業経営者連盟	理事
343	天然ガス鉱業会	会長
344	独立行政法人労働者健康安全機構	理事長
345	トラクター懇話会	会長
346	奈良県毛皮革協同組合連合会	会長
347	ニッケル協会東京事務所	所長
348	日本圧力計温度計工業会	会長
349	日本医薬品添加剤協会	会長
350	日本エアゾルヘアーラッカーワーク工業組合	理事長
351	日本ABS樹脂工業会	会長
352	日本LPガス協会	会長
353	日本オートケミカル工業会	会長
354	日本界面活性剤工業会	会長
355	日本化学繊維協会	会長
356	日本ガスマーター工業会	会長
357	日本ガソリン計量機工業会	会長
358	日本家庭用殺虫剤工業会	会長
359	日本家庭用洗浄剤工業会	会長
360	日本火薬工業会	会長
361	日本硝子計量器工業協同組合	理事長
362	日本ガラスびん協会	会長
363	日本革類卸売事業協同組合	理事長
364	日本機械工具工業会	会長
365	日本機械鋸・刃物工業会	会長
366	日本靴工業会	会長
367	日本グラフィックコミュニケーションズ工業組合連合会	会長
368	日本化粧品工業連合会	会長
369	日本建築仕上学会	会長
370	日本建築仕上材工業会	会長
371	日本顕微鏡工業会	会長
372	日本高圧ガス容器バルブ工業会	会長
373	日本光学工業協会	会長
374	日本光学測定機工業会	会長
375	日本鉱業協会	会長
376	日本工業塗装協同組合連合会	会長
377	日本工作機械販売協会	会長
378	日本合板工業組合連合会	会長
379	日本香料工業会	会長
380	日本ゴム履物協会	会長
381	日本酸化チタン工業会	会長
382	日本産業洗浄協議会	会長
383	日本試験機工業会	会長
384	日本室内装飾事業協同組合連合会	理事長

385	日本自動車輸入組合	理事長
386	日本自動販売機保安整備協会	会長
387	日本酒造組合中央会	会長
388	日本商工会議所	会頭
389	日本真空工業会	会長
390	日本吹出口工業会	会長
391	日本スチレン工業会	会長
392	日本製缶協会	会長
393	日本製紙連合会	会長
394	日本精密機械工業会	会長
395	日本精密測定機器工業会	会長
396	日本製薬団体連合会	会長
397	日本石鹼洗剤工業会	会長
398	日本石鹼洗剤工業組合	理事長
399	日本接着剤工業会	会長
400	日本ゼラチン・コラーゲン工業組合	理事長
401	日本繊維板工業会	会長
402	日本ソーダ工業会	会長
403	日本暖房機器工業会	会長
404	日本チエーン工業会	会長
405	日本チェーンストア協会	会長
406	一般社団法人日本鋳鍛鋼会	会長
407	日本陶磁器工業協同組合連合会	理事長
408	日本内航海運組合総連合会	会長
409	日本内燃機関連合会	会長
410	日本難燃剤協会	会長
411	日本パーマネントウェーブ液工業組合	理事長
412	日本バーミキュライト工業会	会長
413	日本歯磨工業会	会長
414	日本ビニル工業会	会長
415	日本肥料アンモニア協会	会長
416	日本フォーム印刷工業連合会	会長
417	日本フォームスチレン工業組合	理事長
418	日本弗素樹脂工業会	会長
419	日本部品供給装置工業会	会長
420	日本プラスチック機械工業会	会長
421	日本プラスチック工業連盟	会長
422	日本フルオロカーボン協会	会長
423	日本ヘアカラーア工業会	会長
424	日本PETフィルム工業会	会長
425	日本ボイラー・圧力容器工業組合	理事長
426	日本防疫殺虫剤協会	会長
427	日本紡績協会	会長
428	日本ポリオレフィンフィルム工業組合	理事長
429	日本無機薬品協会	会長
430	日本メンテナンス工業会	会長
431	日本木材防腐工業組合	理事長
432	日本有機過酸化物工業会	会長
433	日本輸入化粧品協会	会長
434	一般社団法人日本窯業外装材協会	会長
435	日本溶剤リサイクル工業会	会長
436	日本羊毛産業協会	会長
437	日本浴用剤工業会	会長
438	農薬工業会	会長
439	発泡スチロール協会	会長
440	光触媒工業会	会長
441	普通鋼電炉工業会	会長
442	一般社団法人 米国医療機器・IVD工業会	会長
443	ポリカーボネート樹脂技術研究会	会長
444	モノレール工業協会	会長
445	陸上貨物運送事業労働災害防止協会	会長
446	硫酸協会	会長
447	林業・木材製造業労働災害防止協会	会長
448	ロックウール工業会	会長

449	一般財団法人食品産業センター	会長
450	一般社団法人日本食品添加物協会	会長
451	カーボンブラック協会	会長
452	一般社団法人産業環境管理協会	会長
453	一般社団法人セメント協会	会長
454	一般社団法人JATI協会	会長
455	一般社団法人日本科学飼料協会	理事長
456	一般社団法人日本防水材料協会	会長
457	FRP防水材工業会	会長
458	合成高分子ルーフィング工業会	会長
459	日本ウレタン建材工業会	会長
460	一般社団法人建築防水安全品質協議会	代表理事
461	日本塗り床工業会	会長
462	エンプラ技術連合会	代表
463	協同組合日本飼料工業会	会長
464	日本パウダーコーティング協同組合	理事長
465	せんい強化セメント板協会	会長
466	一般社団法人石膏ボード工業会	会長
467	一般社団法人ALC協会	会長
468	インテリアフロア工業会	会長
469	一般社団法人日本溶接協会	会長
470	一般社団法人日本溶接材料工業会	会長
471	日本珪藻土日用雑貨製造協会	会長
472	一般社団法人日本舶用工業会	会長

# 建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されています

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶※は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で**飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症**するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。※船舶は鋼製のものに限ります。以下、本資料において同様。

## 工事開始前の石綿の有無の調査

- 工事対象となる全ての部材について、**石綿が含まれているか**を事前に**設計図書などの文書と目視で調査し（事前調査）**、調査結果の記録を**3年間保存**することが義務です
- 建築物及び船舶の事前調査は、**厚生労働大臣が定める者**に行わせることが**義務**になります（令和5年10月～）

## 工事開始前の労働基準監督署への届出

- 石綿が含まれている保温材等の除去等工事の計画は**14日前までに労働基準監督署に届け出**することが義務です
- 一定規模以上の建築物、船舶、特定の工作物の解体・改修工事は、**事前調査結果等を電子システム（スマホも可）で報告**することが義務になります（令和4年4月～）

## 吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

- 除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、**資格者による石綿等の取り残しがないことを確認**が義務です

## 石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に対する規制

- 石綿が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事は、**作業場の隔離**が義務です
- 石綿が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破碎等する工事は、**作業場の隔離**が義務です
- 石綿が含まれている成形板等の除去工事は、**切断、破碎等によらない方法**で行うことが原則義務です

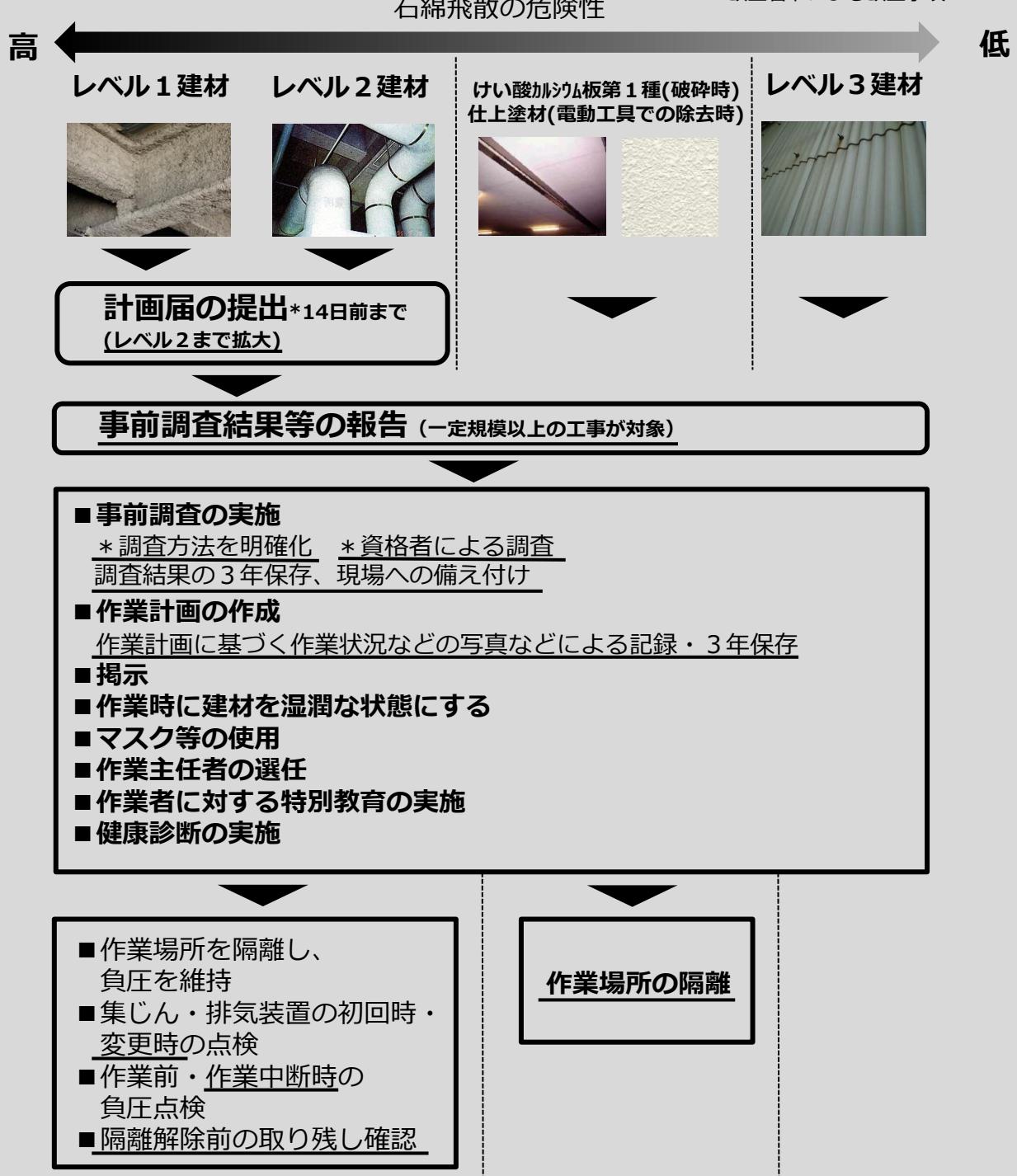
## 写真等による作業の実施状況の記録

- 石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、**作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存**することが義務です

# 石綿対策の規制が強化されています

## 改正後の規制(改正石綿障害予防規則)

\*下線部が令和2年7月公布の  
改正省令による改正事項



## [参考]改正前の規制(石綿障害予防規則)

(レベル1建材のみ) 計画届の提出

(レベル2建材のみ) 作業届の提出

(全てのレベルで実施)

事前調査の実施、作業計画の作成、掲示、作業時に建材を湿潤な状態にする、  
マスク等の使用、作業主任者の選任、作業者に対する特別教育の実施、健康診断の実施

(レベル1・2建材)

作業場所を隔離し負圧を維持、集じん・排気装置の初回時点検、作業前の負圧点検

# 工事・作業別の規制内容の早見表

## ■工事開始前まで■

規制内容	工事の種類		全ての解体・改修工事		
	建築物	工作物	船舶		
事前調査の実施、記録の3年保存	●	●	●		
事前調査に関する資格者要件	●		●		
事前調査結果等の報告（工事開始前まで）	●※1	●※2	●※3		
作業計画の作成（石綿含有建材がある場合）	●	●	●		
計画の届出（工事開始の14日前まで）	●※4	●※4	●※4		

※1 床面積80m<sup>2</sup>以上の解体工事または請負金額100万円以上の改修工事に限る

※2 請負金額100万円以上の特定の工作物の解体工事または改修工事に限る

※3 総トン数が20トン以上の船舶に係る解体工事または改修工事に限る

※4 吹付石綿等（レベル1建材）または石綿含有保温材等（レベル2建材）がある場合に限る。

建設業・土石採取業以外の事業者にあっては、作業の届出（工事開始前まで）が適用。

## ■工事開始後（石綿含有建材を扱う作業に限る）■

主な規制内容	作業の種類					ス レ ー ト 板 等 の 成 形 品 の 除 去
	吹付 材等 の除 去等	吹 付 石 綿、 保 温	板 第 1 種 の 破 碎 等	け い 酸 カル シウ ム	仕 上 塗 材 の 電 動 工 具 に よ る 除 去	
事前調査結果の作業場への備え付け、掲示	●	●	●	●	●	●
石綿作業主任者の選任・職務実施	●	●	●	●	●	●
作業者に対する特別教育の実施	●	●	●	●	●	●
作業場所の隔離	●	●	●	●	●	●
隔離空間の負圧維持・点検・解除前の除去完了確認	●					
作業時に建材を湿潤な状態にする	●	●	●	●	●	●
マスク、保護衣等の使用	●	●	●	●	●	●
関係者以外の立入禁止・表示	●	●	●	●	●	●
石綿作業場であることの掲示	●	●	●	●	●	●
作業者ごとの作業の記録・40年保存	●	●	●	●	●	●
作業実施状況の写真等による記録・3年保存	●	●	●	●	●	●
作業者に対する石綿健康診断の実施	●	●	●	●	●	●

# 規制内容の詳細・解説

## 工事開始前の石綿の有無の調査(方法の明確化) 令和3年4月1日施行

- 工事対象となる全ての部材について事前調査が必要
- 事前調査は、設計図書などの文書および目視による必要
- 事前調査で石綿の使用の有無が明らかにならなかつた場合には、分析による調査の実施が義務

※石綿が使用されているものとみなして、ばく露防止措置を講ずれば、分析は不要

- ◆「目視」とは、単に目で見て判断することではなく、現地で部材の製品情報などを確認することをいう
- ◆目視ができない部分は、目視が可能となった時点で調査
- ◆石綿が使用されていないと判断するためには、製品を特定した上で、以下のいずれかの方法によらなければならない
  - ・その製品のメーカーによる証明や成分情報などと照合する方法
  - ・その製造年月日が平成18年9月1日以降であることを確認する方法
- ◆以下の確認ができる場合は、目視等によらなくてもよい
  - ・過去に行われた事前調査に相当する調査の結果の確認
  - ・インベントリ確認証書が交付されている船舶のインベントリの確認
  - ・着工日が平成18年9月1日以降であることの確認
- ◆以下に該当する場合は、石綿の飛散リスクはないと判断できるので調査不要
  - ・木材、金属、石、ガラス、畳、電球などの石綿が含まれていないことが明らかなものの工事で、切断等、除去または取り外し時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業
  - ・工事対象に極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業
  - ・現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業
  - ・石綿が使用されていないことが確認されている特定の工作物の解体・改修の作業

## ■事前調査や分析調査は、要件を満たす者が実施する必要

### ◆建築物の事前調査を実施することができる者

- ・特定建築物石綿含有建材調査者
- ・一般建築物石綿含有建材調査者
- ・一戸建て等石綿含有建材調査者  
※一戸建て住宅・共同住宅の住戸の内部に限定
- ・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

### ◆船舶の事前調査を実施することができる者

- ・小型船造船業法に基づく主任技術者や建築物石綿含有建材調査者等であって、石綿や船舶等に係る一定の教育を受け修了考査に合格した者（別途告示で定める予定）

### ◆分析調査を実施することができる者

- ・厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講し、修了考査に合格した者
- ・公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランク若しくはBランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析工キスパートコース）修了者」
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」
- ・一般社団法人日本纖維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

令和3年4月1日施行

## ■調査結果の記録は、3年間保存する必要

## ■調査結果の写しを工事現場に備え付け、概要を見やすい箇所に掲示することも義務

### ◆調査結果の記録項目

- ・事業者の名称・住所・電話番号、現場の住所、工事の名称・概要
- ・事前調査の終了年月日
- ・工事対象の建築物・工作物・船舶の着工日、構造
- ・事前調査の実施部分、調査方法、調査結果（石綿の使用の有無とその判断根拠）

## 報告対象工事・報告内容

### ◆報告が必要な工事

#### ① 解体部分の床面積が80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事

※建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱および床を同時に撤去する工事をいう

#### ② 請負金額が100万円以上の建築物の改修工事

※建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいう  
※請負金額は、材料費も含めた工事全体の請負金額をいう

#### ③ 請負金額が100万円以上の以下の工作物の解体工事・改修工事

- ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器
- ・配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等を除く）
- ・焼却設備
- ・煙突（建築物に設ける排煙設備等を除く）
- ・貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）
- ・変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ・トンネルの天井板
- ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板
- ・遮音壁、軽量盛土保護パネル

#### ④ 総トン数が20トン以上の船舶の解体工事・改修工事

### ◆電子システムで報告が必要な内容

- ・事業者の名称・住所・電話番号・労働保険番号、現場の住所、工事の名称・概要・工事期間
- ・事前調査の終了年月日、事前調査を実施した者の氏名等
- ・工事対象の建築物・工作物・船舶の新築等工事の着工日、構造の概要
- ・床面積（建築物の解体工事）または請負金額（建築物の改修工事、工作物の解体又は改修工事）
- ・石綿作業主任者の氏名
- ・事前調査結果の概要（材料ごとの石綿使用の有無、判断根拠）
- ・作業の種類・切断等の作業の有無・作業時の措置

### ◆報告の方法

- ・複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合は、元請事業者が請負事業者に関する内容も含めて報告する必要
- ・平成18年9月1日以降に着工した工作物、船舶について、同一の部分を定期的に改修する場合は、一度報告を行えば、同一部分の改修工事については、その後の報告は不要

# 吹付石綿・石綿含有保溫材等の除去工事に対する規制

令和3年4月1日施行

- 隔離場所の集じん・排気装置に、設置場所など何らかの変更を加えたときにも、排気口からの石綿等の粉じんの漏洩の有無を点検する必要
- 作業中断時にも隔離場所の前室が負圧に保たれているか点検する必要
- 除去作業終了後に隔離を解く前に、資格者による取り残しがないことの目視による確認が必要

## ◆ 負圧の点検は、作業開始前に加えて、作業中断時に作業者が集中して前室から退出するタイミングで実施する必要

※作業中断時とは、休憩等で作業を中断した時や何日間か継続する作業において最終日以外の日の作業を終了した時をいう

## ◆ 取り残しがないことの確認ができる資格者

- ・ 除去作業の石綿作業主任者
- ・ 事前調査を実施する資格を有する者（建築物に限る）

## ◆ 取り残しがないことの確認は、分析等は不要

# 石綿含有仕上塗材の除去工事に対する規制 令和3年4月1日施行

石綿含有仕上塗材をディスクグラインダーまたはディスクサンダーで除去するときは、ビニルシートなどにより作業場所を隔離し、湿潤な状態に保ちながら作業をする必要

## ◆ 作業場所の隔離は、負圧に保つ必要はない

## ◆ 高圧水洗工法、超音波ケレン工法等は作業場所の隔離不要

## 成形板等の除去工事に対する規制 令和2年10月1日施行

- 石綿含有成形品（スレート、ボード、タイル、シートなど）の除去は、切断・破碎等以外の方法による必要（技術上困難な場合を除く）
- けい酸カルシウム板第1種をやむを得ず切断・破碎等するときは、ビニルシートなどにより作業場所を隔離し、湿潤な状態に保ちながら作業をする必要  
※作業場所の隔離は、負圧に保つ必要はない

### ◆技術上困難な場合とは：

材料が下地材などと接着材で固定されており、切断等を行わずに除去することが困難な場合や、材料が大きく切断等を行わずに手作業で取り外すことが困難な場合など

### ◆切断・破碎等以外の方法とは：

ボルトや釘等を撤去し、手作業で取り外すことなどをいう

## 建材を湿潤な状態にすることが困難な場合の措置

令和3年4月1日施行

- ・ 石綿含有建材の除去等作業時に、湿潤な状態にすることが著しく困難なときは、除じん性能付き電動工具の使用など、石綿粉じんの発散防止措置に努める必要

### ◆湿潤な状態にする方法には：

散水による方法、固化剤を吹き付ける方法のほか、剥離剤を使用する方法も含まれる

### ◆発散防止措置には：

除じん性能付き電動工具の使用以外に、作業場所を隔離することが含まれる

## ■ 3年間保存すべき記録の内容・記録方法

### ◆以下の内容が確認できるよう写真等により記録し、3年間保存する必要（⑥は文書等による記録で可）

- ①事前調査結果等の掲示、立入禁止表示、喫煙・飲食禁止の掲示、石綿作業場である旨等の掲示状況
- ②隔離の状況、集じん・排気装置の設置状況、前室・洗身室・更衣室の設置状況
- ③集じん・排気装置からの石綿等の粉じんの漏洩点検結果、負圧の点検結果、隔離解除前の除去完了確認の状況
- ④作業計画に基づく作業の実施状況（湿潤化の状況、マスク等の使用状況も含む）  
※同様の作業を行う場合も、作業を行う部屋や階が変わることに記録する必要
- ⑤除去した石綿の運搬または貯蔵を行う際の容器など、必要な事項の表示状況、保管の状況
- ⑥作業従事者および周辺作業従事者の氏名および作業従事期間

### ◆記録は、写真のほか、動画による記録も可能

撮影場所、撮影日時等が特定できるように記録する必要

# 労働者ごとの作業の記録項目の追加 令和3年4月1日施行

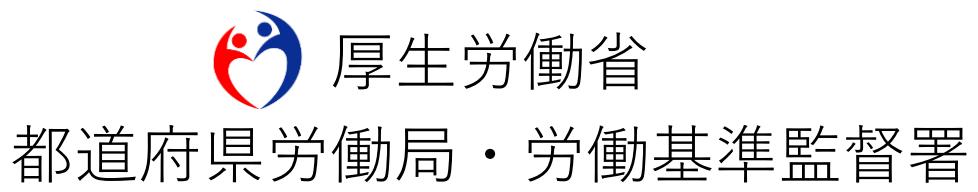
## 40年の保存義務がある労働者ごとの作業の記録に追加が必要な項目

### ◆事前調査結果の概要

6ページ目の「電子システムで報告が必要な内容」と同様

### ◆作業の実施状況の記録の概要

写真等をそのまま保存する必要はなく、保護具の使用状況も含めた措置の実施状況についての文章等による簡潔な記載による記録



○厚生労働省令第三号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項、第一百条第一項及び第一百三条第一項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項の規定に基づき、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年一月十三日

厚生労働大臣　後藤　茂之

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令

（石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第一条 石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和二年厚生労働省令第百三十四号）の一部を次のように改正する。

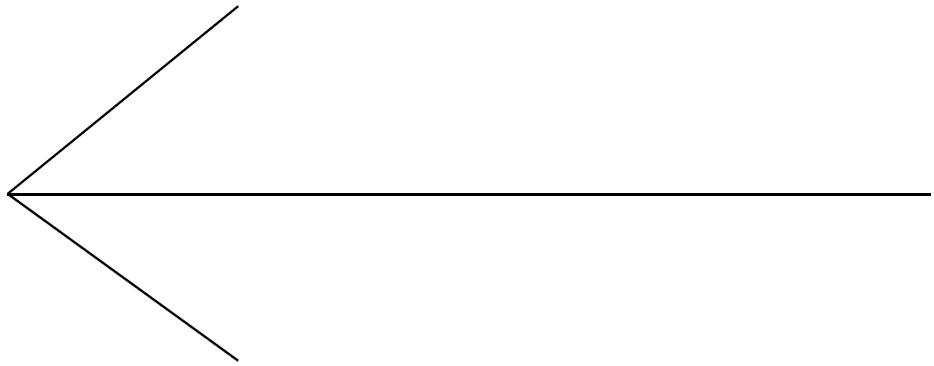
第一条の表改正後欄の石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）第四条の二第一項に次の一号を加える。

四|

船舶（総トン数二十トン以上の船舶に限る。）の解体工事又は改修工事

第一条中石綿障害予防規則様式第一号を様式第一号の二とし、附則の次に一様式を加える改正規定を次のように改める。

様式第一号を様式第一号の二とし、附則の次に次の二様式を加える。



## 事前調査結果等報告

元方事業者の情報											
事業者の名称						事業者の代表者氏名					
担当者のメールアドレス						事業者の電話番号		-			
事業者の住所		郵便番号		- - - - -							
		都道府県・市区町村名等									
		住所（続き）									
工事現場の情報											
労働保険番号		都道府県	-	所掌	-	管轄	-	基幹番号	-	枝番号	
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	
作業場所の住所		郵便番号		- - - - -							
		都道府県・市区町村名等									
		住所（続き）									
工事の名称											
工事の概要											
建築物等の概要											
建築物、工作物又は船舶の新築工事の着工日		西暦 年 月 日		構造		<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> その他			耐火	<input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 準耐火 <input type="checkbox"/> その他	
延べ床面積	- - - - -	m <sup>2</sup>	階数（地上階）	- - -	階建	階数（地下階）	- - -	階建			
その他工作物・船舶 ※複数選択可		<input type="checkbox"/> 反応槽 <input type="checkbox"/> 加熱炉 <input type="checkbox"/> ポイラー及び圧力容器 <input type="checkbox"/> 配管設備 <input type="checkbox"/> 焼却設備 <input type="checkbox"/> 煙突 <input type="checkbox"/> 貯蔵設備 <input type="checkbox"/> 発電設備 <input type="checkbox"/> 變電設備 <input type="checkbox"/> 配電設備									
		<input type="checkbox"/> 送電設備 <input type="checkbox"/> トンネルの天井板 <input type="checkbox"/> プラットホームの上家 <input type="checkbox"/> 遮音壁 <input type="checkbox"/> 軽量盛土保護パネル <input type="checkbox"/> 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 <input type="checkbox"/> 船舶									
解体工事を行う床面積の合計		- - - - -	m <sup>2</sup>	解体工事又は改修工事の実施期間		西暦 年 月 日	～	西暦 年 月 日			
解体工事又は改修工事の請負金額		- - - - -	億	- - -	万円	石綿に関する作業の開始時期		西暦 年 月 勤			
事前調査の終了年月日		西暦 年 月 日									
事前調査を実施した者											
氏名		講習実施機関の名称									
分析調査を実施した者											
氏名		講習実施機関の名称									
作業に係る石綿作業主任者											
氏名											
請負事業者の情報											
事業者の名称						事業者の電話番号		-		-	
労働保険番号		都道府県	-	所掌	-	管轄	-	基幹番号	-	枝番号	
<input type="checkbox"/> なし（又は不明） <input type="checkbox"/> 元方（元請）事業と同じ		- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	
事業者の住所		郵便番号		- - - - -							
		都道府県・市区町村名等									
		住所（続き）									
事前調査を実施した者の氏名		事前調査を実施した者の講習実施機関の名称									
分析調査を実施した者の氏名		分析調査を実施した者の講習実施機関の名称									
作業に係る石綿作業主任者の氏名											
請負事業者の情報											
事業者の名称						事業者の電話番号		-		-	
労働保険番号		都道府県	-	所掌	-	管轄	-	基幹番号	-	枝番号	
<input type="checkbox"/> なし（又は不明） <input type="checkbox"/> 元方（元請）事業と同じ		- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	
事業者の住所		郵便番号		- - - - -							
		都道府県・市区町村名等									
		住所（続き）									
事前調査を実施した者の氏名		事前調査を実施した者の講習実施機関の名称									
分析調査を実施した者の氏名		分析調査を実施した者の講習実施機関の名称									
作業に係る石綿作業主任者の氏名											
請負事業者の情報											
事業者の名称						事業者の電話番号		-		-	
労働保険番号		都道府県	-	所掌	-	管轄	-	基幹番号	-	枝番号	
<input type="checkbox"/> なし（又は不明） <input type="checkbox"/> 元方（元請）事業と同じ		- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -	
事業者の住所		郵便番号		- - - - -							
		都道府県・市区町村名等									
		住所（続き）									
事前調査を実施した者の氏名		事前調査を実施した者の講習実施機関の名称									
分析調査を実施した者の氏名		分析調査を実施した者の講習実施機関の名称									
作業に係る石綿作業主任者の氏名											

## 事前調査結果等報告

事前調査の結果及び予定する石綿の除去等に係る措置の内容	作業対象の材料の種類	石綿使用の有無			石綿使用なしと判断した根拠 ※石綿使用が無の場合のみ記載 ①目視 ②設計図書（④を除く。） ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤製造年月日			作業の種類		切断等の有無		作業時の措置 ①負圧隔壁 ②隔壁（負圧なし） ③湿润化 ④呼吸用保護具の使用
		有	みなし	無	除去	封じ込め	囲い込み	有	無			
	吹付け材	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	□	□	□	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□
	保温材	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	□	□	□	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□
	煙突断熱材	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	□	□	□	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□
	屋根用折版断熱材	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	□	□	□	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□
	耐火被覆材（吹付け材を除く、けい酸カルシウム板第2種を含む）	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	□	□	□	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□
	仕上塗材	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	↓				□	□	①□ ②□ ③□ ④□
	スレート波板	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	↓				□	□	①□ ②□ ③□ ④□
	スレートボード	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	↓				□	□	①□ ②□ ③□ ④□
	屋根用化粧スレート	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	↓				□	□	①□ ②□ ③□ ④□
	けい酸カルシウム板第1種	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	↓				□	□	①□ ②□ ③□ ④□
	押出成形セメント板	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	↓				□	□	①□ ②□ ③□ ④□
	パルプセメント板	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	↓				□	□	①□ ②□ ③□ ④□
	ビニル床タイル	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	↓				□	□	①□ ②□ ③□ ④□
	窯業系サイディング	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	↓				□	□	①□ ②□ ③□ ④□
	石膏ボード	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	↓				□	□	①□ ②□ ③□ ④□
	ロックウール吸音天井板	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	↓				□	□	①□ ②□ ③□ ④□
	その他の材料	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	↓				□	□	①□ ②□ ③□ ④□

年　月　日

事業者職氏名

労働基準監督署長 殿

## 備考

- 「労働保険番号」の欄は、一括有期事業の場合は当該事業に係る労働保険番号、一括有期事業ではない場合は、各事業者の継続事業に係る労働保険番号を記載すること。
- 「請負事業者に関する事項」の欄は、当該作業を請け負わせている事業者がいる場合に、全ての請負事業者について記入すること。
- 「請負事業者に関する事項」の「事前調査を実施した者」及び「分析調査を実施した者」の欄は、元請事業者に関する事項と同一となる場合は、同様に記載すること。
- 「解体工事を行う床面積の合計」の欄は、建築物の解体工事に該当する場合に記入すること。なお、建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱及び床を同時に撤去する工事をいうこと。
- 「解体工事又は改修工事の請負金額」の欄は、建築物の改修工事又は工作物の解体工事若しくは改修工事に該当する場合に記入すること。
- 「講習実施機関の名称」の欄は、事業調査を実施した者が一般社団法人日本アスベスト調査診断協会会員者である場合には、その旨を記入すること。
- 「作業に係る石綿作業主任者の氏名」の欄は、石綿使用建築物等解体等作業がある場合に必ず記入すること。なお、報告時点で未選任の場合は、選任予定者を記入すること。
- 「裏面の記載は、請負事業者がいる場合は、請負事業者に請け負わせる作業に係るものも含めて、作業対象の材料に該当するもの全てについてまとめて記入すること。
- 「石綿使用の有無」の欄は、石綿を含有しているものとみなす場合は、「みなし」に記入すること。
- 「石綿使用なしと判断した根拠」の欄は、①から⑤までのうち該当するものが複数ある場合には、その全てを記入すること。
- 「切断等の有無」の欄は、材料の切断、破碎、穿(せん)孔、研磨等を行う作業の有無について記入すること。
- 「作業時の措置」の欄は、報告の時点で予定している措置を記入すること。また、①から④までのうち該当するものが複数ある場合には、その全てを記入すること。

第二条の表改正後欄の石綿障害予防規則第三条第四項及び第七項第九号中「建築物」を「建築物及び船舶」に改める。

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第二条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

別表第一（第三条及び第四条関係）		改正後	
別表第一（第三条及び第四条関係）		改正前	
（略）	（略）	石綿障害予防規則 （平成十七年厚生労働省令第二十一号）	第三条第五項の規定による記録の保存 第三条第六項の規定による記録の写しの備付け
（略）	（略）	（略）	（略）
表二～表四	（略）	（略）	（略）

第三条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

別表第一（第三条及び第四条関係）		改正後	
別表第一（第三条及び第四条関係）		改正前	
（略）	（略）	（略）	（略）
石綿障害予防規則 （平成十七年厚生 労働省令第二十一 号）	（略）	第三条第八項の規定による記録の写しの 備付け	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、

第三条の規定は、令和五年十月一日から施行する。

## ○厚生労働省令第三号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項、第一百条第一項及び第一百三条第一項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第二百四十九号）第三条第一項の規定に基づき、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年一月十三日

厚生労働大臣 後藤 茂之

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令

（石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第一条 石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和二年厚生労働省令第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表改正後欄の石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）第四条の二第一項に次の一号を加える。

四 船舶（総トン数二十トン以上の船舶に限る。）の解体工事又は改修工事

様式第1号(第4条の2関係)(表面)

## 事前調査結果等報告

元方事業者の情報	
事業者の名称	事業者の代表者氏名
担当者のメールアドレス	事業者の電話番号
郵便番号	1 1 1 - 1 1 1
都道府県・市区町村名等	
住所(続き)	
工事現場の情報	
労働保険番号	都道府県   - 所掌   - 管轄   - 基幹番号   - 技番号
郵便番号	1 1 1 - 1 1 1
作業場所の住所	都道府県・市区町村名等
住所(続き)	
工事の名称	
工事の概要	
建築物等の概要	
建築物、工作物又は船舶の新築工事の着工日	西暦 年 月 日
構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> その他
耐火	<input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 準耐火 <input type="checkbox"/> その他
延べ床面積	1m <sup>2</sup>
階数(地上階)	1
階建	
階数(地下階)	1
階建	
その他工作物・船舶 ※複数選択可	<input type="checkbox"/> 反応槽 <input type="checkbox"/> 加熱炉 <input type="checkbox"/> ボイラー及び圧力容器 <input type="checkbox"/> 配管設備 <input type="checkbox"/> 焼却設備 <input type="checkbox"/> 煙突 <input type="checkbox"/> 貯蔵設備 <input type="checkbox"/> 発電設備 <input type="checkbox"/> 変電設備 <input type="checkbox"/> 配電設備
	<input type="checkbox"/> 送電設備 <input type="checkbox"/> トンネルの天井板 <input type="checkbox"/> プラットホームの上家 <input type="checkbox"/> 遮音壁 <input type="checkbox"/> 軽量盛土保護パネル <input type="checkbox"/> 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 <input type="checkbox"/> 船舶
解体工事を行う床面積の合計	1m <sup>2</sup>
解体工事又は改修工事の請負金額	1億1111万円
石綿に関する作業の開始時期	西暦 年 月 曜
事前調査の終了年月日	西暦 年 月 日
事前調査を実施した者	
氏名	講習実施機関の名称
分析調査を実施した者	
氏名	講習実施機関の名称
作業に係る石綿作業主任者	
氏名	
請負事業者の情報	
事業者の名称	事業者の電話番号
労働保険番号	都道府県   - 所掌   - 管轄   - 基幹番号   - 技番号
<input type="checkbox"/> なし(又は不明) <input type="checkbox"/> 元方(元請)事業と同じ	1 1 1 - 1 1 1
郵便番号	1 1 1 - 1 1 1
事業者の住所	都道府県・市区町村名等
住所(続き)	
事前調査を実施した者の氏名	事前調査を実施した者の講習実施機関の名称
分析調査を実施した者の氏名	分析調査を実施した者の講習実施機関の名称
作業に係る石綿作業主任者の氏名	
請負事業者の情報	
事業者の名称	事業者の電話番号
労働保険番号	都道府県   - 所掌   - 管轄   - 基幹番号   - 技番号
<input type="checkbox"/> なし(又は不明) <input type="checkbox"/> 元方(元請)事業と同じ	1 1 1 - 1 1 1
郵便番号	1 1 1 - 1 1 1
事業者の住所	都道府県・市区町村名等
住所(続き)	
事前調査を実施した者の氏名	事前調査を実施した者の講習実施機関の名称
分析調査を実施した者の氏名	分析調査を実施した者の講習実施機関の名称
作業に係る石綿作業主任者の氏名	
請負事業者の情報	
事業者の名称	事業者の電話番号
労働保険番号	都道府県   - 所掌   - 管轄   - 基幹番号   - 技番号
<input type="checkbox"/> なし(又は不明) <input type="checkbox"/> 元方(元請)事業と同じ	1 1 1 - 1 1 1
郵便番号	1 1 1 - 1 1 1
事業者の住所	都道府県・市区町村名等
住所(続き)	
事前調査を実施した者の氏名	事前調査を実施した者の講習実施機関の名称
分析調査を実施した者の氏名	分析調査を実施した者の講習実施機関の名称
作業に係る石綿作業主任者の氏名	

第一条中石綿障害予防規則様式第一号を様式第一号の二とし、附則の次に次の二様式を加える。

第一条中石綿障害予防規則様式第一号を様式第一号の二とし、附則の次に次の二様式を加える。改正規定を次のように改める。

様式第1号(第4条の2関係)(裏面)

## 事前調査結果等報告

事前調査の結果及び予定する石綿の除去等に係る措置の内容	作業対象の材料の種類	石綿使用の有無			石綿使用なしと判断した根拠 ※石綿使用が無い場合のみ記載 ①自記 ②設計図書(⑤を除く) ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤製造年月		作業の種類			切断等の有無		作業時の措置 ①負圧隔壁 ②隔壁(負圧なし) ③湿潤化 ④呼吸用保護具の使用
		有	みなし	無	除去	封じ込め	開い込み	有	無			
吹付け材	□ □ □	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	□	□	□	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□
保温材	□ □ □	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	□	□	□	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□
縫突断熱材	□ □ □	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	□	□	□	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□
屋根用折版断熱材	□ □ □	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	□	□	□	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□
耐火被覆材(吹付け材を除く、けい酸カルシウム板第2種を含む)	□ □ □	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	□	□	□	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□
仕上塗材	□ □ □	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	□	□	□	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□
スレート波板	□ □ □	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	□	□	□	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□
スレートボード	□ □ □	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	□	□	□	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□
屋根用化粧スレート	□ □ □	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	□	□	□	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□
けい酸カルシウム板第1種	□ □ □	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	□	□	□	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□
押出成形セメント板	□ □ □	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	□	□	□	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□
バルブセメント板	□ □ □	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	□	□	□	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□
ビニル床タイル	□ □ □	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	□	□	□	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□
窯業系サイディング	□ □ □	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	□	□	□	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□
石膏ボード	□ □ □	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	□	□	□	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□
ロックウール吸音天花板	□ □ □	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	□	□	□	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□
その他の材料	□ □ □	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	□	□	□	□	□	□	①□ ②□ ③□ ④□

年 月 日

事業者職名

労働基準監督署長 殿

## 備考

- 1 「労働基準番号」の欄は、一括有期事業の場合は当該事業に係る労働基準番号、一括有期事業ではない場合は、各事業者の継続事業に係る労働基準番号を記載すること。
- 2 「請負事業者に関する事項」の欄は、当該事業を請け負っている事業者がいる場合に、全ての請負事業者について記入すること。
- 3 「請負事業者に関する事項」の欄は、請負事業者に限らず、事前調査を実施する者及び分野審査を実施する者である場合は、同様に記載すること。
- 4 「解体工事を行う床構造の合計」の欄は、建築物の構造物の解体工事による場合は、建築物の解体工事は、建築物の柱及び棟を同時に撤去する工事をいうこと。
- 5 「解体工事は改修工事の請負会員」の欄は、解体工事又は改修工事に係る請負工事若しくは改修工事に該当する場合は、選任予定者を記入すること。
- 6 「請負実施機関の名称」の欄は、事前調査を実施した者が一般社団法人日本アスベスト・隔離診断協会登録者である場合には、その旨を記入すること。
- 7 「作業に係る請負事業主代者の氏名」の欄は、石綿使用建築物等解体専門業がある場合に必ず記入すること。なお、報告時点まで選任の場合は、選任予定者を記入すること。
- 8 「石綿を含有しているものとみなしの場合は、(みなし)に記入すること。
- 9 「石綿使用の在警」の欄は、石綿を含有しているものとみなしの場合は、「(みなし)」に記入すること。
- 10 「石綿使用なしと判断した根拠」の欄は、①から⑤までのうち該当するものが複数ある場合には、その全てを記入すること。
- 11 「切断等の有無」の欄は、材料の切断、破砕、穿(せん)孔、研磨等を行なう作業の有無について記入すること。
- 12 「作業時の措置」の欄は、報告の時点で予定している措置を記入すること。また、①から⑥までのうち該当するものが複数ある場合には、その全てを記入すること。

**第二条** 第二条の表改正後欄の石綿障害予防規則第三条第四項及び第七項第九号中「建築物」を「建築物及び船舶」に改める。  
**(厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する事項)**

**第二条** 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のよう改定する。

		改	正	後
		(略)	(略)	(略)
		石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）	第三条第五項の規定による記録の保存 省令第二十一号）	第三条第六項の規定による記録の写しの備付け
		(略)	(略)	(略)
		表二～表四 (略)	表二～表四 (略)	表二～表四 (略)
		改	正	後
		(略)	(略)	(略)
		別表第一 (第三条及び第四条関係) 表一	別表第一 (第三条及び第四条関係) 表一	別表第一 (第三条及び第四条関係) 表一
		石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）	石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）	石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）
		(略)	(略)	(略)
		第三条第八項の規定による記録の写しの備付け	第三条第八項の規定による記録の写しの備付け	第三条第八項の規定による記録の写しの備付け
		(略)	(略)	(略)
		表二～表四 (略)	表二～表四 (略)	表二～表四 (略)
		改	正	前
		(略)	(略)	(略)
		別表第一 (第三条及び第四条関係) 表一	別表第一 (第三条及び第四条関係) 表一	別表第一 (第三条及び第四条関係) 表一
		石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）	石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）	石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）
		(略)	(略)	(略)
		第三条第六項の規定による記録の写しの備付け	第三条第六項の規定による記録の写しの備付け	第三条第六項の規定による記録の写しの備付け
		(略)	(略)	(略)
		表二～表四 (略)	表二～表四 (略)	表二～表四 (略)
		改	正	前
		(略)	(略)	(略)

附則  
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条の規定は、令和五年十月一日から施行する。